

肝付町営農振興事業補助金について

この事業は、肝付町の農業粗生産額向上や担い手農家の農業所得向上を図るため、園芸品目の面積拡大や新規品目の導入、生産性の向上、省力化、出荷調整等に要する機械や機材を整備する取組を支援する事業です。



事業の対象者	(1) 認定農業者、認定新規就農者、営農活動推進団体、集落営農のいずれかであること。 (2) 肝付町に住所を有し、町税等の未納がないこと。
補助金の対象作目	野菜、果樹、花き
補助金の対象経費	上述の目的を達成するために必要な下記の経費です。 (1) 専用機械及び専用機材、専用アタッチメント (2) 汎用性のある機械は、認定新規就農者が新規導入する場合に限り下記①②の機械を対象とする。 ①耕耘用機械（トラクター、耕耘機、管理機） ②薬剤散布用機械（動力噴霧機）
補助額	事業費の額が10万円以上のものに対し対象経費の2分の1以内で、1件当たり100万円を限度とします。
対象者の選定（事前審査）	(1) 必要な書類：見積書、カタログ等 (2) 申込み期限：平成31年6月14日（金） (3) 申込み窓口：肝付町役場農業振興課 ※審査通過者は、補助金の交付申請に当たり、事業計画書、収支予算書、作付計画書を提出していただきます。
留意事項	作付計画にある作物を作付けしなかった場合などは、補助金の交付決定取り消しや返還を求める場合もあります。詳しくは、下記までお問合せください。
問い合わせ先	農業振興課 農政係 ☎0994(65)8417

就農者経営支援事業

この事業は、町の園芸（野菜・果樹・花き）振興を図るため、認定農業者等が実施する生産性向上のための条件整備を支援する事業です。



事業の対象者	(1) 認定農業者、認定新規就農者のいずれかであること。 (2) 肝付町に住所を有し、町税等の未納がないこと。
補助金の対象作目	野菜、果樹、花き
補助金の対象経費	上述の目的を達成するために必要な下記の経費です。 (1) ハウス建設及び付帯設備に係る経費（但し、国県補助事業で対象となるものを除く。） (2) 圃場整地に係る経費（但し、他の補助事業で該当するものは除く。） (3) 圃場内の排水等の機能を向上させる経費 (4) その他、生産する農地に係る経費で生産性向上が図れる経費 (5) 各種法令に基づく整備等が条件とされる防油堤等の設置に係る経費
補助額	事業費の額が10万円以上のものに対し対象経費の2分の1以内で、1件当たり50万円を限度とします。
対象者の選定（事前審査）	(1) 必要な書類：見積書、従前の状況が確認できる写真等 (2) 申込み期限：平成31年6月14日（金） (3) 申込み窓口：肝付町役場農業振興課 詳しくは、下記までお問合せください。
問い合わせ先	農業振興課 農政係 ☎0994(65)8417